

令和2年7月6日

野洲川斎苑ご利用の皆さまへ

守山野洲行政事務組合  
局長 遠藤由隆

棺に納める副葬品について（お願い）

盛夏の候 ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は、野洲川斎苑の運営に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、これまでも繰り返しお知らせしているところですが、下記事例のように副葬品が原因となって炉台を著しく損傷させるなど、以降の火葬の受入れが出来なくなる場合があります。

つきましては、「野洲川斎苑使用許可条件」に示しております火葬に支障のある副葬品につきましては、棺に納めていただかないようお願いいたしますとともに、損害賠償の問題もあることから十分留意して頂きますようよろしくお願いいたします。

【事例】

令和2年6月以降

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1  凶鑑2冊  | 火葬時間が長くなりご遺族様をお待たせした。      |
| 2  スイカ1玉 | スイカが炭化し足元の整骨に支障をきたした。      |
| 3  ガラス製品 | ご遺体の足元にガラス融解跡数か所あり炉台に溶着した。 |
| 4  写真立て  | ご遺体の頭部に複数ガラス融解跡あり炉台に溶着した。  |
| 5  ガラス製品 | ご遺体の骨の一部とガラスが溶着し取れない状態となる。 |

【問い合わせ】

野洲川斎苑 TEL:077-518-1755